

役員報酬規定

第1条 目的

この規定は役員報酬に関する事項を規定する。

第2条 支給範囲

報酬は定款第16条の規定により、常勤の役員のみ支給し、非常勤役員には支給しない。

第3条 報酬の原則

報酬は原則として、役員在任期間中のみ支給する。

第4条 報酬額の決定

報酬額は、年額9百万円、月額75万円を上限として、その年額を理事長が算定し、次年度収支予算とともに理事会の議決を得て決定し、その額は、原則として、役員任期期間中は変更しないものとする。ただし、理事長が必要と認めた場合、理事会の議決を得て変更することができる。

第5条 報酬の支給方法

原則として、報酬年額の12分の1を毎月の指定日に支給する。但し、期中において退任した場合は、退任月分まで支給し、翌月分からは支給しない。

第6条 役員退職金

役員退職金は、常勤役員、非常勤役員を問わず、これを支給しない。

付 則（平成16年3月25日）

この規定は、平成16年4月1日から施行する。